**第１期**

|  |
| --- |
| 店舗№ |
|  |

（様式３－１）

**申請する店舗（小値賀町内のみ）の情報**

**【開店１年以上の店舗用】**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名  または個人事業主名 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 営業許可番号 | 長崎県指令 | | | | | | |
| 店舗名 |  | | 第 |  |  | |  |  | 号 |
| 店舗  所在地 | 小値賀町 | | 店舗の種類  許可証に記載の「種別」または「業種細分名」 | | | |  | | | |
| 該当する取組内容の□に✔を付けてください | □ | 午後８時から翌朝午前５時までの間に営業していましたが、要請期間中、全ての期間において、午前５時から午後８時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後７時以降行わないようにしました。 | | | | | | | | |
| □ | 午後８時から翌朝午前５時までの間に営業していましたが、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けており（認証ステッカーを掲示）、要請期間中、全ての期間において、午前５時から午後９時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後８時以降行わないようにしました。 | | | | | | | | |
| 備考 |  | | | | | | | | | |
| 店舗ごとの支給額計算 | | | | | | | | | | |
| **※該当する計算方法の□に✔を付けてください。**  ◎中小企業（個人事業主も含む）の場合 | | | | | | | | | | |
| **□Ａ．前年または前々年の８月における１日あたりの売上高が８万３,３３３円以下**  （飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の**添付は不要**です）  　　→１日あたりの支給単価は、２万５,０００円  　　→店舗の支給額　３５万円 （２万５,０００円 × １４日） | | | | | | | | | | |
| **□Ｂ．前年または前々年の８月における**  **１日あたりの売上高が８万３,３３３円超２５万円未満**  　（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を**添付**してください）  （１）前年または前々年の８月における１日あたりの売上高を算定  ・前年または前々年の８月の売上高　（Ａ）　　,　　　,　　　円  ・（Ａ）÷ ３１日 ＝ （Ｂ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  （２）１日あたりの支給単価を決定 （１日あたりの売上高の３割）  ・（Ｂ） × ０.３ ＝　（Ｃ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  （３）店舗の支給額  ・（Ｃ） × １４日 ＝　　　,　　　,０００円  （裏面あり） | | | | | | | | | | |
| **□Ｃ．前年または前々年の８月における１日あたりの売上高が２５万円以上**  （飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を**添付**してください）  （１）前年または前々年の８月における１日あたりの売上高を算定  　・前年または前々年の８月の売上高　（Ａ）　　,　　　,　　　円  　・（Ａ）÷ ３１日 ＝ （Ｂ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  （２）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｂ）が ２５０,０００円以上　→１日あたりの支給単価は、７５,０００円  （３）店舗の支給額  　　→　１０５万円 （７万５,０００円 × １４日） | | | | | | | | | | |
| ◎大企業の場合　※中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。  **□Ｄ．前年または前々年との比較による**  **本年８月の１日あたりの売上高減少額から算出**  　（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を**添付**してください）  （１）１日あたりの支給単価の上限を算定 　・前年または前々年の８月の売上高　（Ａ）　　,　　　,　　　円  ・（Ａ） ÷ ３１日 ＝　（Ｂ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ・（Ｂ） × ０.３ ＝ （Ｃ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  ・（Ｃ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｄ）　　,　　　,０００円  （２）１日あたりの減少額を算定  　・前年または前々年の８月の売上高　（Ａ）　　,　　　,　　　円  ・本年の８月の売上高　（Ｅ）　　,　　　,　　　円  ・（Ａ） － （Ｅ） ＝　（Ｆ）　　,　　　,　　　円  　・（Ｆ） ÷ ３１日 ＝　（Ｇ）　　,　　　,　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  （３）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｇ） × ０.４ ＝ （Ｈ）　　,　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  　・（Ｄ）と（Ｈ）のうち、いずれか低い金額　（Ｉ）　　,　　　,０００円 （４）店舗の支給額 　・（Ｉ） ×１４日 ＝ 　　,　　　,０００円 | | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務局使用欄 | | | | | | | | | | |
| 区分 | １日あたりの支給単価 | | | | | | | | | |
| Ａ　Ｂ　Ｃ　Ｄ |  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |
| 店舗の支給額 | | | | | | | | | |
|  | **,** |  |  |  | **,** | **０** | **０** | **０** | **円** |